

令和4年3月2日 開会  
令和4年3月2日 閉会

令和4年 第1回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和4年 第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和4年3月2日（水曜日）

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

日程第8 議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

奥山 光一 議員

石川 正人 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 3月2日 至 3月2日 1日間

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

日程第8 議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○出席議員（10名）

議長 水島美喜子  
副議長 笹木笑子  
議員 三本英司  
川畑智昭  
柴田一孔  
奥山光一  
増井浩一  
石川正人  
柴田典男  
下山則義

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組合長 善岡雅文  
監査委員 栗井久司

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副組合長 湯浅克己  
事務局長 河原希之  
事務局次長 増井稔美

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 山形 讓

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局主幹 青野英樹

開会 午前9時54分

◎開会宣告

○議長

これより令和4年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、奥山光一議員及び石川正人議員を指名いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、3月2日、1日間としたいと思います。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3月2日、1日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

事務局長。

○事務局長

令和3年10月以降の保健衛生組合の主要行政について、ご報告申し上げます。主要行政報告をご覧いただきたいと存じます。

1. 議会関係では、令和3年11月26日に第2回組合議会定例会を開催したところがあります。

2. 総務関係では、例月出納検査につきまして、記載の日程により4回実施されたところがあります。

3. 共同事務ではありますが、はじめに、火葬場施設に関する事務について

「吉野斎苑」に係る火葬炉・動物炉の使用状況について、令和3年4月から12月までの状況につきましては、遺体が合計456体であり、この遺体のほか死胎・その他につ

いては0件、動物が373件であり、前年度との比較につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

続きまして、ごみ処理施設に関する事務では、「クリーンプラザくるくる」へのごみ搬入状況であります。令和3年4月から12月までの状況につきましては、可燃ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり735万580kgであり、前年度と比較して1万3,770kgの減、対前年比では99.81%であります。

続きまして、「中・北空知エネクリーン」に係る可燃ごみ搬送量であります。令和3年4月から12月までの状況につきましては、466万3,770kgであり、前年度との比較につきましては、1万1,990kgの減であり、対前年比では99.74%であります。なお、上の表の「クリーンプラザくるくる」への可燃ごみ搬入量合計424万1,330kgとの差につきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 議案第1号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算について

○議長

日程第4、議案第1号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号 令和3年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正は、第1号であります。

第1条は歳入歳出の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,266万8千円とするものであります。それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。

3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費で48万3千円の増額補正は、主に、燃料費が増額する見込でありますので、補正となったものであります。16ページをお開き願います。2項、1目、ごみ処理施設管理費で52万5千円の増額補正は、主に、光熱水費が増額する見込でありますので、補正となったものであります。

以上が歳出であります。歳入については、総括でご説明申し上げますので、5ページをお開きいただきたいと存じます。

1款、分担金及び負担金は、歳出予算における構成市町の分担額から使用料及び手数料並びに諸収入の増により535万6千円を減額するものであります。

2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料及びごみ処理手数料で446万4千円を増額するものであります。

3款、諸収入は、資源ごみ売払収入で190万円を増額するものであります。  
以上、よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。  
ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより議案第1号を採決します。  
本件を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 行政執行方針

○議長

日程第5、これより組合長の行政執行方針の説明を求めます。  
組合長。

○組合長

令和4年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会の開会にあたり、令和4年度の行政執行方針について申し上げます。

保健衛生組合の事業においては、身近な生活環境の保全など地域住民の日常生活と密接につながっており、一般廃棄物の効率的で適正な処理に努めるとともに、安全・安心で快適な生活環境の確保に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

一昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返され、市民生活や地域経済など多方面に渡って様々な影響が生じており、社会、経済など多方面にわたって、甚大な影響を及ぼす事態となっております。

このような状況の中、構成市町における財政運営は一段と厳しい状況にあることから、施設の管理及び事業の運営にあたりましては、効率的かつ効果的な維持管理により経費の節減を図り、構成市町との協議連携のもと適正な事務処理に努めてまいります。

以下、事業ごとに順次申し上げます。

はじめに、「吉野斎苑」火葬場について申し上げます。

昨年4月より当組合が共同処理する火葬場施設に関する事務の構成団体に、奈井江町及び浦臼町が参入されました。

施設の運営にあたりましては、常にご遺族の心に配慮した適切な対応に努めているとこ

ろであり、施設の維持管理につきましては、本年度におきましても火葬炉の主燃焼室耐火レンガ交換、炉内台車耐火物交換などを計画的に補修整備をするほか、「吉野斎苑高圧受電設備」の改修を実施してまいります。

つぎに、ごみ処理施設について申し上げます。

一般廃棄物処理施設「クリーンプラザくるくる」では、「雑紙」を資源として回収するとともに、リサイクル施設における「小型家電」のピックアップ回収、粗大・不燃ごみや、破碎後に発生する木くずの再利用に継続して取り組むなど、ごみの減量化と資源化を図り、ごみの効率的かつ適正な処理に努めるとともに、本年度は、「クリーンプラザくるくる高圧受電設備」の改修を実施し、施設の適切な管理を行い、住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による循環型社会の形成を推進してまいります。

つぎに、組合会計予算について申し上げます。

本年度予算の総額は、345,300千円で、前年度当初予算と比較しますと、額で16,360千円、率で4.52パーセントの減となっております。

歳入では、全体の83.76パーセントにあたる構成市町の分担金289,227千円、各施設での使用料及び手数料51,270千円が主な財源となっております。

歳出では、火葬場費は、67,150千円で前年度比14.47パーセントの増で、主な要因は退職手当組合納付金と工事請負費の増によるものであります。

ごみ処理施設費は、277,331千円で前年度比8.23パーセントの減で、主な要因は「クリーンプラザくるくる」の維持管理計画に基づく管理等委託料の減によるものであります。

以上、申し上げてまいりましたが、各事業の運営にあたりましては、経費の節減と効率的かつ安定的な管理運営、さらに感染症対策に取り組み、構成市町と緊密な連携を保ちながら、本組合の目的達成に最善の努力を図ってまいりますので、組合議会並びに関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度行政執行方針といたします。

#### ◎日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

##### ○議長

日程第6、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

##### ○事務局次長

議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本組合職員の期末手当を改定するため、

本条例の一部を改正しようとするものであります。次ページをお開きいただきたいと存じます。

砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後で、改正部分にはアンダーラインを表示しております。第19条は期末手当の定めであり、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものであります。

附則第1項は施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。第2項は令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置であり、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第19条第2項（同条第3項を含む。）及び砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「給与条例」という。）第19条第5項又は第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

第1号 再任用職員以外の職員 127.5分の15

第2号 再任用職員 72.5分の10

とするものであります。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例



## の一部を改正する条例の制定について

### ○議長

日程第7、議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

### ○事務局次長

議案第4号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の趣旨を踏まえ、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等、育児と仕事の両立支援を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。次ページをお開きいただきたいと思います。

砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後で、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第2条は育児休業をすることができない職員の定めであり、第3号ア「(ア)」を削り、「(イ)」を「(ア)」に改め、「非常勤職員として再度任用」を「引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用」に改め、(イ)として、「勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員」を加えるものであります。

第15条は部分休業をすることができない職員の定めであり、第2号中「次のいずれにも該当する」を、「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、第2号「ア及びイ」を削るものであります。

第19条を第21条とし、第18条の次に、次の2条を加えるもので、第19条は、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等の定めであり。任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

第20条は、勤務環境の整備に関する措置の定めであり、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号 職員に対する育児休業に係る研修の実施

第2号 育児休業に関する相談体制の整備

第3号 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。  
ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。  
続いて、討論に入ります。  
討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これより議案第4号を採決します。  
本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計予算

○議長

日程第8、議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第2号 令和4年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてご説明申し上げます。  
予算書の表紙をおめくりいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,530万円と定めるものであります。この予算は令和3年度当初予算と比較しますと、額で1,636万円の減、対前年比で4.52%の減となったところであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。16ページをお開き願います。

1款、議会費、1項、1目、議会費は、17万5千円で前年度と比較して、5万円の増になります。これは、議員報酬及び費用弁償の増ですが、臨時的な用務によって回数が増える事を見込んだものです。18ページをお開き願います。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費は、44万4千円で前年度と比較して、3万8千円の減となります。1項、2目、会計管理費は、20万円で前年度と同額であります。20ページをお開き願います。

3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費は、6,715万円で前年度と比較して、849万円の増となります。主な要因は、人件費の按分率の変化と退職手当組合への支払でございます。退職手当組合への支払は、令和2年3月の退職者の分であり、砂川市が負担する分でございます。

また、工事請負費で「吉野斎苑高压受電設備改修工事費616万円」は、吉野斎苑火葬

場の電気工作物の保安管理業務の受託業者から更新推奨時期を過ぎており、経年使用による感電や電気火災等の事故が発生する可能性があることから設備の改修を要する旨の指摘を受けたもので、予算に計上させていただきました。

なお、1節、報酬から、5節、災害補償費までの人件費につきましては、本年度は火葬場費18%、ごみ処理施設費82%の割合で、それぞれ按分し計上しているところであります。22ページをご覧ください。

1目、ごみ処理施設管理費は、2億7,733万1千円で前年度と比較して、2,486万2千円の減となります。

新規事業を説明いたします。25ページ、くるくる処理棟の「管理等委託料」は、1億7,770万5千円であり、昨年より、3,641万円減となるほか、重機借上料、203万7千円は、クリーンプラザくるくるの処理場で稼働している大型のタイヤショベルは、冬期間の除雪車両、施設一時保管の残渣物搬出など1年を通して稼働しております。中古で取得したこの車両は、故障による部品の調達が困難で突発的な故障も頻発しているため、借り上げるものであります。

また、工事請負費で「クリーンプラザくるくる高圧受電設備改修工事費545万6千円」は、吉野斎苑共々更新推奨時期を過ぎていることから予算に計上させていただきました。以上が歳出であります。歳入につきましては、総括でご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

1款、分担金及び負担金は、2億8,922万7千円で、前年度と比較して1,701万4千円の減で、2款、使用料及び手数料は、5,127万円で、前年度と比較して25万4千円の増となります。

3款、諸収入は、480万3千円で、前年度と比較して、40万円の増で、資源ごみ売払収入の増を計上しました。

以上が歳入であります。26ページから33ページには、給与費明細書を添付してございますので、ご高覧いただきたいと思います。と存じます。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第1号 例月出納検査報告

○議長

日程第9、報告第1号例月出納検査報告を議題といたします。

例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第1号の質疑に入ります。

ご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号例月出納検査報告を終わります。

◎閉会宣告

以上で日程の全てを終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会いたします。

たいへんご苦勞様でございました。

閉会 午前10時21分

自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月2日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員